

令和3年11月教育委員会定例会 議事録

開 催 日 時	令和3年11月10日(水) 9時30分
開 催 場 所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出 席 委 員	平田教育長、廣田委員、小松委員、黒田委員、森委員、伊東委員
出 席 職 員	<p>島村政策監、林田教育次長、桑宮総務課長、岡村教育環境整備課総括課長補佐、上原教職員課長、加藤義務教育課長、狩野高校教育課長、安永児童生徒支援課長、宮崎特別支援教育課長、山崎生涯学習課長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、大場義務教育課人事管理監、田川高校教育課人事管理監、岩坪ICT教育推進室長、山崎生涯学習課企画監、迎教職員課総括課長補佐、濱崎高校教育課総括課長補佐</p>
開 会	<p>(平田教育長)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから11月定例会を開会いたします。</p> <p>皆様に御報告いたします。規則により、佐藤様の傍聴を許可いたしました。傍聴人にとっては、発言はもちろん、私語、談笑、拍手等も禁止されておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
署名委員指名	<p>本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員は、廣田委員、黒田委員の両委員にお願いいたします。</p>
前回議事録承認	<p>次に、10月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
	<p>(平田教育長)</p> <p>御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。それでは御署名をお願いいたします。</p> <p>本日提案されている議題等のうち、冊子2と冊子3につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
	<p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>

冊 子 1
第 2 1 号 議 案

(平田教育長)

御異議ないようですので、そのように進めていきます。
それでは、定例教育委員会の冊子1について審議いたします。
第21号議案について、提案理由を説明願います。

(桑宮総務課長)

教育委員会事務事業の点検・評価等について御説明いたします。資料としましては、資料1～資料4、参考1、参考2でございます。

まず、点検・評価の流れについて、御説明いたします。参考1を御覧ください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づき、教育委員会は、毎年、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされ、点検・評価を行うにあたっては教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっております。また、教育振興基本計画の進捗管理についても、有識者の意見をいただきながら点検を行い、効果的な教育行政の推進を図ることとしております。このため、有識者で構成する「長崎県教育振興会議」を設置しており、今年度は10月11日に開催いたしました。会議の委員は参考2に記載しております10名で、9名の委員が会議に出席、意見をいただいております。本日は、教育振興会議での意見を踏まえ、教育委員会が行う点検・評価の結果をとりまとめることに関し、御審議をお願いいたします。

1点目の「第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況」について、資料1を御覧ください。令和2年度の目標に対する達成状況について掲載しております。表紙の裏面を御覧ください。成果指標は61項目あります。そのうち、令和2年度目標に対する達成状況として達成率が100%以上である「達成」が21項目(34%)、90%以上である「概ね達成」が13項目(21%)、90%未満である「未達成」が20項目(33%)、となっており、その他、判定不能として7項目と記載しておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で指標に設定しているものが実施されなかったなどにより、達成状況の判定ができなかったものであります。未達成の項目については、資料2に取組状況や未達成の要因分析、今後の取組を掲載しております。

続きまして、令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価について、資料3を御覧ください。令和2年度に教育委員会が取り組んだ事業について検証したもので、本資料の表紙の次のページに、評価を行った事業のうち、未達成であった14事業を掲載しております。1ページ

<p>質 疑</p>	<p>目から未達成項目それぞれについての取組状況や未達成の要因分析等を掲載しております。</p> <p>資料4を御覧ください。10月11日に開催いたしました教育振興会議において、各委員からいただいた御意見の概要です。主な御意見としましては、1ページの「ふるさと教育の推進」について、ふるさと教育は気持ちや意識の部分だけでなく、子ども・学習者の変容、どこまで実践できるかという行動変容まで求められていると思うとの意見や、2ページの「ICT教育の推進」について、1人1台端末の活用により児童生徒が授業に積極的に参加するようになったり、デジタル教材の活用によって子ども達の学力が劇的に上がるのではないかと、ただ、SNSとしての利用もできるため、いじめ問題につながることはないのか、負の部分はどう解消していくのかということを考えていけないといけないとの意見、4ページの「その他」では、世の中が一元化から多様化へという方向性の中、その多様性への対応というところが、SDGsの世の中の基本になると思うので、そういったものに対応する学校教育の在り方を考えていってほしいと思っているとの意見がありました。以上で、簡単ではございますが、教育委員会事務事業の点検・評価等についての説明でございました。</p> <p>本日、委員の皆様にお諮りし、いただいた御意見・御提案をもとに整理したいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>これより、第21号議案について質疑討論を行います。御質問、御意見はございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>私が一番気になったのは、資料2の9ページに、授業中にICTを活用して指導できる教員の割合が、年々低下している。平成29年度が77.2%、令和1年度が70.5%、令和2年度が68.1%と、年々低下していつている。もちろん、これは国の調査の内容が変わったので難しくなったのか、よくわかりませんが、何か言い訳のようにも感じるのですよね。これだけパソコンが1人1台配置されてきて、そのICTの活用指導能力が低下していくというのは、これは非常に危険だなと思います。せっかく機器が入ってきているのに、ICTを使用できる教員の割合が減っていくというのは、ベテランの先生方をいかに、対応させていくのかというのが非常に大事になると思うので、危機感があるのですが、その辺はどうです</p>
------------	--

か。

(岩坪ICT教育推進室長)

今、御指摘がありました点ですけれども、この指標については、おっしゃるとおり、国の調査結果を基にしておりまして、最新の結果については、パソコンが導入される前の、昨年の3月のものということになります。今、御指摘がありましたように、実は、この調査については、平成29年度から30年度にかけて、質問の変更というのが行われております。それまでは、児童生徒の興味関心を高めたり、学習内容をわかりやすく提示するために、ICTを活用できるかという質問だったのですけれども、平成30年度からの調査では、パソコン上で児童生徒に意見や考えを共有させたり、一人一人の習熟度に応じた学習に取り組ませる等の、より高度な活用ができるかという質問に変わっております。この質問の変更に伴い、本県同様、全国平均が大きく下がっているという状況です。また、昨年度の調査で、68.1%と数値が下がった理由としては、新型コロナウイルスの拡大によりまして、ICT教育のニーズが高まった、それから、教員に求められるスキルというのも高まったと感じております。昨年度時点では、1人1台端末の整備がまだ行われておりませんでしたので、教員の方に、実際にそのICTを使えるのかという不安感があったということが考えられます。委員がおっしゃったとおり、教員の指導力というのは、ICT教育推進において最も重要な要素と考えております。また、パソコンが入る前と入った後では、教員に求められる力というのも大きく変わってくると考えております。県教委としても、他県の状況も参考にしながら、ベテランの教員も含めて、教員一人一人に届くようなオンラインも含めた、実践形式の研修であるとか、それから、活用方法、活用事例の共有等を充実させて、教員のICTを活用した指導力というのを高めていきたいと考えています。

(廣田委員)

大体わかるのですが、私は、このコロナ禍になってから、むしろICT教育というのは、逆に推進できてきているのではないかなと思っているのですよね。ですから、その中でこの教員の指導力がこうやって低下していくというのは、また毎年度低下するのではないかと、ちょっと危機感を持ったものですから、その辺のところはどうなのですかね。

(岩坪ICT教育推進室長)

コロナ禍で、求められるものが高くなって、教員もICTが進むにつれて、自分が使えるのかという面で自信が十分に持てないという状況が今まであったのかなと思っております。実際、パソコンが入って、先ほど申し上げたような、児童生徒に意見を共有させるであるとか、個別に学習を進めさせるという機会が各段に増えておりますので、使いながら、教員の方も指導力を向上させていけると考えております。

(廣田委員)

確かに、私自身も、このコロナになって、Zoomというのを活用して、何か非常に向上したように感じているのですよ、自分としては、ICTを使えるように少しなったかなと。そういう意味で、学校の先生方もそういうことができるようになっていないかなと思うのですが、例えば、私は、元高校の数学の教員だったものだから、数学の授業が今どうなっているのか、今の授業がどうなっているのだろうと思ひまして。私が退職するころは、全然、パソコンを使って生徒に指導している先生は見たことがなかったのですよね。それから、今、こういう時代になって、1人1台パソコンが入ってきて、例えば、図形で言えば、空間図形をパソコンを使って生徒に指導するとしたら、本当にわかりやすく指導できるのではないかと、昔だったら、空間図形、黒板にチョークで一生懸命描いて、それを生徒に指導していたけれども、パソコンを使えば、一挙にその空間図形を、しかも、それを動かすことができますよね。教員にとっても、生徒にとっても、今後はそういうソフトウェアを活用していく指導力、そういうのが求められていくと思うのですよね。後の方に書いてある、特に教員及び生徒のソフトウェアの活用能力についての数値が低下しているという、それも気になるのですよ。こういうのをどうやって向上させていくのか、その辺のところが一番大事なところだと思うのですが、そこはどうですか。

(岩坪ICT教育推進室長)

今、おっしゃったように、例えば、グラフの図形をパソコン上で回転させて立体の図形のイメージをさせることが、ICTを使うと簡単にできると、そういう利点はあると思っております。そのように、ソフトウェアを使って学びを深めていくというのがこれから重要になっていくと考えておりますが、先ほど申し上げたように、これまでは生徒にパソコンがなかったので、ソフトウェアを有効に活

用して授業をやっていくという機会が今までなかったということになります。今年度はそういう機会も増えております。また、県立高校においては、今年度、E d T e c h (エドテック)と呼ばれる、有料のICTを活用した教育サービスを指定校で導入をしております。その効果についての実証研究を行っております。今後、その研究成果を、公開授業や、報告書の形で県内に普及をさせて、教員のソフトウェアの活用力を高めていきたいと考えております。

(廣田委員)

大体わかりましたけど、来年の数値がこれよりは少し良くなっていると、考えていいのですかね。ICT教育推進室もできたので、現場に入って指導していかれるのでしょうかから、ある程度効果が出てくるという感じがするので、こんな記述が来年もあると心配だなという気がするものですから、是非頑張ってくださいと思います。

(小松委員)

資料が多かったので、苦労したのですが、最初感じたのは、去年も申し上げたのですが、過去との比較がうまくできないので、達成している割合を、棒グラフみたいにして作って、過去3年ぐらいは、どういう推移になっているのかわかるぐらいのことを考えたらどうだろうかと思っています。

それから、全体として感じたのは、コロナによって、活動が相当制限されているか、妨げられているという影響がかなりありそうなので、リモートでの対応を、成果を出すために、考えられた方がいいのではないかと感じた次第です。

それから、3つ目、この評価が出てくるのが遅すぎるのではないかなと思うのですよね。やはり、この評価を基にして、来年度どうするかということをやっていかないといけないわけですから、この段階で出しているのかどうかということについても、PDCAの観点で考えるべきではないだろうかと感じた次第です。

以下、個々の項目について印象を申し上げますけれども、1番目は、ふるさと教育の推進なのですが、この郷土愛に関しては非常に全国でも長崎の評価が高い、点数が高かったと思います。これは、皆さん方、もしくは現場の先生方の努力の賜物だとうれしく思っている次第です。

それから、グローバル化に対応した教育の推進で、6番目で満たすようなことになっていきますけど、教員の英語力の教科というのは非常に大切だと思います。そういう面で、今後の取組にもっと期待

したいと思っております。

それから、先ほど、廣田委員が言われた情報教育のところですが、国の質問内容が高度になったからということ言われていますけど、GIGAスクール構想が求められているので、素直に反省して、遅れをとらないように頑張りたいと思います。

それから、ハードの面で、遅れることを心配したり、初期化の問題が大変ですよということを想定しておったのですが、残念ながら、心配したことが現実化したことが残念かなという気がいたしました。

次のページに行って、食物アレルギーですね、これは去年も出て、いろいろ論議をした気がするのですが、食物アレルギー対応マニュアルに沿って、各関係者で行っていますということですが、そこら辺が不十分だったと思います。こういう事象が出るというのは良くないので、本当に、具体的にどうやって解決していくかということ、現場の目線でもって実施をしていただきたいと思っています。起こらないのが当たり前ではなくて、起こるかもしれないという気持ちを持ってやるという一つの意識の問題、それから、食器の色を変えとか、チェックリストを作って確認するというふうには、リスクなので、起こるかもしれないという気持ちをいつも持ってやっていくというのが大切ではないかと思いました。

あと、不登校のところなのですが、これが全国的に非常に増えているのが非常に残念なのですが、一方で、スクールカウンセラーは十分配置されておりながら、そういう効果が上がっていないのかなというところが残念なのですが、これは全国的な傾向なので、今後とも社会的な問題として捉える問題ではないかと思っております。

それから、超過勤務の件で、80時間超の比率が非常に下がってきているところは非常に評価したいのですが、この表の中で、小学校と県立学校で、推進状況がかなり違うのですよね。中学校あたりは部活動の対応が妨げる大きな原因になっているかと思いますが、この小中学校の評価と県立学校の評価、何でこんなふうに変ってくるのかということをお教えいただければありがたいと思っております。

(平田教育長)

それでは、最後、お尋ねがあった、小中学校と高等学校の評価の違い、特に、小中学校の方ですか、「×」がついているということですね。評価項目の42番です。それぞれ、現状と課題等をお願い

します。

(大場義務教育課人事管理監)

80時間超のゼロの目標につきましては、令和2年度までに達成をするということを、平成29年度に決定をしています。5年がかりでゼロにするということにしておりまして、今、その目標に向けて実現に向けて、鋭意努力しております。

(小松委員)

それで、小中学校では推進がなかなかいっていないのですが、県立学校の方では既にそれを達成したような評価になっていますよね。何でこんな違う評価になってしまうのかなと思うのですが。

(平田教育長)

目標の設定の仕方も違うでしょう。基本の考え方も違うじゃないですか。それぞれどういう考え方で目標を設定しているのかという違いがあるのですか。

(大場義務教育課人事管理監)

先ほど申したとおり、29年度から5年間の段階を経ながらというところです。当初の、超勤改善等対策会議の中での、当時は平成29年度でしたので、平成32年度に0%にするという目標でした。現在、2.1%です。本年度いっぱい0%にするということを、先日の学校教育課長会議でも確認をしたところです。

(平田教育長)

逆に言えば、高等学校は、目標そのものが0%ではないということなのですよね。元が、7.3%と14.9%です。

(小松委員)

はい、目標値が4%違いますね。

(平田教育長)

結果、2.8%なので、大分目標よりは上回っています。実は、単純に比べてみると、県立高校の方が多いという、そういうことになっています。

(小松委員)

はい、わかりました。理解できました。頑張っているらしいということがよくわかりました。次は45時間ですね。

(廣田委員)

小松委員の指摘されたことと関連するのですが、私は、この資料2の14ページ、不登校の目標値の設定の仕方がおかしいのではないかと思うのです。不登校の基準値が1,788人、5年度の目標が1,600人以下として、元年度を見たら2,163人、そのときの目標が1,720人以下、令和2年度はまた増えて2,279人、目標値は下げているのですが1,690人以下です。実現不可能な数値目標を設定して、評価のみしている。そんなふうにしたか、この数値だけを見る限り思えない気がするわけですよ。無責任というか、言葉は悪いですけど。だから、この目標値の設定をする際に、本当言うと、実現可能な目標値を設定しないと、ある意味、この評価を見る人に対して失礼じゃないかなという感じがするのですよね。不登校は国全体も増えてきているし、しょうがない部分もあるのかもしれないけど、不登校を、学校以外のところでも受け入れて、ちゃんと学業を学ぶというシステムがあるので、評価の仕方もあるのでしょうか、この目標値の設定の仕方はおかしいのではないかなという感じがするのですが、その辺はどうですか。

(安永児童生徒支援課長)

不登校につきましてですが、本県の児童生徒の不登校数は年々増加傾向にあり、生徒指導の最重要課題であると位置づけて、取り組んでいるところですが、この目標設定についていかがなものかという御指摘ですが、背景を少し説明させていただきますと、計画の基準年であります平成29年、それ以前の5年間の不登校生徒数が1,600人台で、多少の上下はありましたが、推移していたという状況が当時ありました。1,600人半ばで推移している状況の中で発現率を平均したところ、全生徒数に対する不登校児童生徒の発現率が1.3%、この関係から、平成29年度の児童生徒数の1.3%はどのくらいの数になるのかという計算で、1.3%を設定したとき1,600人ほどに当時なりました。であれば、無理してこの目標を目指す数ではなくて、実現可能な数値目標であると検討し、取り組んだことが背景となっております。その後、著しく児童生徒の不登校数は増加傾向に転じたわけですが、さらにその背景としては、平成29年度に教育機会確保法や、文科省の、不登校は学校復帰と

いう結果を目標にするものではないと、社会的自立が目標なのだという施策の変換等もありまして、社会的、保護者の考え、そういう認識が少し変わり、増加傾向に今あるという状況であります。今後、不登校の数は増加するということは、想像にかたくありませんので、今後、確実な対策を行っていかうとしているところです。

(廣田委員)

何か答えになっていないというのか、これは、県民に示すのですよね。目標値を設定して、ある程度これだけ達成できました、良くなりましたという方向性を示すための計画なのですよね。それを、実現できない数値を毎年設定して、その1.3%というのが実現できないのであれば、もっと緩やかな基準にして、ここまではやりましょうという目標を設定していくのが本当じゃないですか。

(安永児童生徒支援課長)

この計画は、令和5年度までの計画で一定立てておりますので、この計画自体、数値目標自体を変更することはなかなか難しいというのが現状であります。一方で、県の総合計画であります「チャレンジ2025」におきましても、現時点では、いかに、不登校児童生徒が関係機関と連携をとって支援を受けているか、そういう連携率に目標値を変えて、取り組んでいます。いずれにしても、この計画につきましても、目標設定を変えるという思いには変わりはありませんので、次期計画では、「チャレンジ2025」の目標値に沿った計画に移行していかうと考えているところです。

(廣田委員)

例えば、この令和2年度、1,690人以下としているわけで、令和3年度の目標値を、もう少し、この状況では、数値を達成できないのであれば、例えば2,000人とするとか、そういうことをやっていかないと数値上の説明ができないのではないかと思ったものですから、そういう意味で申し上げました。

(小松委員)

私も同意見なのですが、今、評価したように、スクールカウンセラーの方々を配置できているじゃないかと。それにもかかわらずむしろ悪化しているというのであれば、スクールカウンセラーの方々は何をやっているのだと、そういうことになっちゃうわけですよ。ですから、ここら辺の目標設定の仕方、評価全体を考えながら

変えていくべきだと、私は思います。

(森委員)

カウンセラーの方は、各校に配置をされていますけれども、毎日いらっしゃるわけではなくて、週に1回とかで入られていると思うのです。面談をするにしても、保護者さんの都合もあるし、なかなか予定も合わなかったり、話をしたいときに話を聞いてもらえなかったりというのは結構あるのではないかと感じています。子どもと話してもらうにしても、信頼関係の構築がないと、子どもは本音を話しにくいというところもありますし、なかなか、配置されているから必ず状況が改善するわけではない、難しいところもあるのかと感じています。数値目標の設定についても、前年度のものを参考に、これより増やさないような努力をするという方が、取組としてはやりやすいのかなと思います。何百も離れていると、どうせ来年も「×」がつくと想像ができるので、取り組む側としても、結果が出やすいような、甘い設定というのではないのですけれども、なかなか不登校というのは、その子、その子で全然違うし、いつ始まるかわからないというところがあるので、数にこだわらずに、現場の人たちがやりがいを感じて対応できる環境等設定が必要ではないかなと思います。

(黒田委員)

この未達成項目、幾つありますか。いずれも教育目標として非常に大切な部分だけです。それだからこそ難しいのだろうと思いますが、それぞれ、目標、それから、取組、要因分析等もしっかりなさっていただいておりますので、是非これを実現するように、今後とも努力をしていただきたい。

特に、中学校の卒業時に英検3級程度というのも上がっておりますが、これらも必要なことですので、これをどうやって実現していくかということを、しっかり対策をとっていただきたいと思っています。

それと、私も思っていたのですが、この不登校の児童生徒数は確かに全国的には増えておりますけれども、これは、仕方がないでは済まされないというか、教育としては、目標数を減らす、増やしちゃいけないのだけれども、数を云々というよりも、少しでも減らしていく努力が必要だと思いますし、その対策として、カウンセラーであるとか、適応指導教室、民間のフリースクール教室もあるので、不登校の生徒に対する、子どもの居場所をどうやって

やるかということが非常に大事ではないのかなと思っています。そういった意味で、前回は質問させていただいたのですけれども、このフリースクールという、民間の経営ですよね、この民間の経営と、子どもたちが在籍している学校、ここの連携、これをもっと教育委員会が入って、これは民間が行っていることだからということではなくて、しっかり連携した対策ができないのかなと思っています。場所づくりがとにかく大事です。大人の目線よりも、子どもたちの居場所を作ることが大事だと考えていますけれども、その点はいかがですかね。

(安永児童生徒支援課長)

スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの配置に対して不登校の数という課題もあります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましても、不登校対策だけに特化して支援をしているわけではなく、御承知のように、いじめや暴力行為、いろいろな問題を抱えている生徒に対する支援、これを総合的に進めているというのが、学校が抱えている大きな課題であり、取組だと考えております。不登校につきましても、この解決は、多くの場合、不登校という現象の中にだけあるものではなくて、これまで育った環境や、親子関係、友人関係だとか、本当に複雑、重層的に絡み合っているために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを初めとして、担任や学校、一生懸命頑張っているのですが、これだけでは抱えきれない課題がありますので、教育支援センターや、福祉機関、また、医療や地域、民間団体、今後は、NPOも含めた民間との連携強化ということは、非常に大切になってくることだろうと考えております。これから立ち上げていく支援会議のチームのメンバーにもそういった方々を入れながら、県全体の取組を進めていきたいと考えているところです。

(黒田委員)

家庭環境もありますから、複雑であると思います。是非連携をしていただきたいと思うと同時に、学校の不適應というのは、社会に出たときの、社会的な不適應にもつながる、これは非常に問題だと私は思うのですけどね。だから、数値目標云々というよりも、できるだけゼロに近づけることが本当だ、正しい見方だと私は思います。むしろ、そのプロセスを、どういうふうにするのかというのがむしろ大事だなと思っていますので、そういう観点からの目標も設定が必要ではないかなと思っています。

(伊東委員)

未達成の項目を拝見していて、コロナがいかに影響をしていたかというのがとても感じられたのですが、コロナ感染症があったために達成できなかったこと、もしかしたら、コロナがあったから、本当だったらもうちょっと進められたのではないかと思うような、例えば、最初話題になったICTの活用や、オンラインの活用、そういうのもあるはずなのにといいところが、私の感想です。例えば、5ページの、グローバル化に対応した教育の促進というところでも、令和3年度、たくさんの方が書かれていて、実際に、これがどこまで現在到達されているのか、結構ハードルは高いところにあるのかなと思うのですが、まだ現在の取組の状況が、私たちにはわからないところがあって、それが知りたいなというのがありました。

もう一つ、今、不登校の話があったのですが、4ページで、夢や憧れがある児童とか、いわゆるキャリア教育の話が載っています。調査で、将来の夢や希望を持っていると、肯定的に回答した小学生と中学生の数とパーセントが載っているのですが、これは、コロナ禍で、生徒たちが閉塞感の中で、自分の夢や希望がなくなっている、自己肯定感が低くなっている状況があると思っていました。こういう問題については、ICT活用、オンライン活用とか、いろいろなことをしても難しいところもあると思いますが、対策は、具体的なものを上げて進んでいっていただきたいと思います。長崎県の将来を思えば、子どもたちにもっと夢を持って未来へのキャリアにつないでいくようになっていただきたいと思いますので、是非よろしく願いしたいなと思います。

(加藤義務教育課長)

一つ、外国語というお話をいただいております。現在、外国語、英語教育につきましては、徐々に、子どもたちの、英検3級以上の割合は高まってきているところですが、一定、40%程度に来たところで、なかなか伸び悩んでいるという状況がございました。本年度から新しい学習指導要領がスタートしておりますので、全県的に、中学校の英語の先生方の指導力向上に、本年度、そして、来年度、特に重点的に取組を進めているところです。この研修につきましては、コロナという状況がございましたので、コロナの中でどうやって育成していくかというときに、県庁と全部の学校をつないで、英語の先生方と今後の目標を語り合ったり、また、今、それぞれの地

区を回りながら、また、ICTを活用しながら、授業の改善を進めていける取組をしているところです。この研修が、この数値の今後の向上に向けて成果を上げていくことができると思っております。

もう一つが、夢や憧れがあるという部分でお尋ねをいただいております。この数値につきましては、昨年度の6月から7月にかけて、子どもたちの意識調査を行っております。これは、例年、全ての小中学校を対象に、または小学校5年生から中学校3年生を対象にした形でのアンケートを行っております。昨年度にしましては、やや低下という状況がございました。一つの要因は、昨年度5月まで全校休業で、6月から学校での教育活動が本格的にスタートしたところではございましたが、まだ、隣の友だちとの会話を控えるとか、グループでの学習をどうするか、学校もかなり悩みながら授業を進めていた時期でございました。その影響が一つあったのかなと思っております。ただ、本年度も、また6月、7月に、このような調査を行っているのですが、集計中ではありますが、いい形で改善の状況が見えておりますので、コロナの中でも、学校において、先生方が、子どもたちが夢や目標が持てるキャリア教育であったり、学習指導であったりということを展開しておられるのか考えているところでございます。

(平田教育長)

他にございませんか。

- - - - な し - - - -

(平田教育長)

特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。

第21号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(平田教育長)

御異議ないものと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決することに決定されました。なお、先ほどから各委員の皆様からいただいた意見等につきましては、理事者、事務局で、しっかり受け止めてそれぞれ議論・検討していただきますようお願いいたします。

可 決

第 2 2 号 議 案
第 2 3 号 議 案

次に、第 2 2 号議案及び第 2 3 号議案について、提案理由を説明
願います。

(田川高校教育課人事管理監)

冊子 1 の 2 ページをお開きください。第 2 2 号議案「長崎県立学校
教職員の人事評価に関する規則の一部改正について」お諮りいたしま
す。

現行の人事評価制度につきましては、平成 1 8 年に規則を定め、運
用してまいりましたが、平成 2 6 年 5 月に地方公務員法の一部改正が
行われました。その中で、人事評価制度は、教職員がその職務を遂行
するにあたり発揮した能力と挙げた業績の両面の評価を行うこと、ま
たその評価に基づき、給与や昇任等の人事管理を行うことが定めら
れ、平成 2 8 年 4 月 1 日に施行されたところです。この法改正の趣旨
を鑑み、長崎県立学校教職員にかかる新たな人事評価制度を導入す
るために長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正す
るものです。

主な改正内容につきましては、第 5 条で「人事評価の方法として、
「業績評価」及び「能力評価」を行うものとする。」としており
ます。また、第 1 3 条では、「人事評価の結果については、人材育成
に活用するとともに、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とし
て活用するものとする。」としております。さらに、第 1 4 条で
は「被評価者は、人事評価の結果に関する苦情があるときは申し出る
ことができるものとする。」と苦情相談制度を設けました。その
他の改正は、別紙規則案のとおりとなります。

なお、制度の詳細につきましては、来月の定例教育委員会で改めて
御説明させていただく予定としております。以上御審議賜りますよう
お願いいたします。

(大場義務教育課人事管理監)

資料 7 ページ、第 2 3 号議案をお開きください。

ただいまの県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正
する規則と同様に、義務教育諸学校の教職員に対しましても、『長崎
県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則』の一部改正を考えて
おります。

規則の内容は、県立学校用のものとほとんど同じでございます。異
なる点は、義務教育諸学校につきましては、設置者が、市・町となる
ことに応じて第一次評価者、第二次評価者の指定に多少違いがあるこ
ろです。

<p>質 疑</p>	<p>以上、高校教育課、義務教育課の説明をいたしました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>これより、第22号議案及び第23号議案について質疑討論を行います。御質問、御意見はございませんか。</p> <p>(黒田委員)</p> <p>改正されるその前の、現在の評価の方法と比べますと、非常にすっきりした改正になったのではないかなと思って、非常に評価者もやりやすい、また被評価者についても、明確に、課題がしっかりわかるという、非常によろしいのではないかと思います。</p> <p>気になるのは、前回いただいた資料の中で、SS、SAというのがあるのですが、SABCがこの業績評価についても、それから、能力評価についても、同じ形になっておりますけれども、実際に実績として給与も上がるとか、一時金が支給される部分が、同じようになっている。SはちょっとSSの方に近づけて、もうちょっと上げた方がいいのではないかなと思います。そこまで言っているのかわかりませんが、教職員という特殊な仕事の関係上、そういう形になっているのかなと思いますが、SSとSというのは、これは特別ですよ。ABはわかりますけど。それは、私の感想です。</p> <p>あと、4ページ第5条、改正前と改正後でちょっとよくわからなかったのは、従前は、教職員は自分の目標管理シートを出して、そして、これが達成できたかどうかという判断を管理職の方がされておったと考えていいのですよね。ところが、今度は、一切そういう書類は出さないということなのでしょう。</p> <p>(田川高校教育課人事管理監)</p> <p>教職員が提出します資料につきましては、評価項目が、今、申し上げましたように、業績評価と能力評価と2つに分かれておりますので、いわゆる業績評価のシートが1枚提出するものとしてございます。そして、能力評価につきましては、あらかじめ定められた様式を被評価者も持っております。それを最終的な評価のフィードバックの際に提示されるという感じで、シートとしては2枚ございます。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>これは、ある意味、施行細則みたいなので、そういうシートを出</p>
------------	---

しなさいと決まっていることですよ。

もう一つは、管理職の責任がものすごく大きくなるなと思ったのです。要するに、業績評価と能力評価があって、それが自分の賃金にも影響してくるということなので、管理職の負担はものすごく大きいのかなと思うのです。また、管理職のなり手が少なくなってくるのではないかと、不安も持つのです。全国的な状況はそうなのでしょうけど、九州各県の場合、長崎県と同じ方法になっているのかどうか、ちょっとそこがよくわからなかったので、お願いします。

(田川高校教育課人事管理監)

今の廣田委員の方から御指摘がありました、管理職の負担につきましては、私どもも負担の軽減と制度の運用と、両立を図れるようなところを目指しております。九州各県、調査をいたしましたところ、長崎県以外7県、調査をいたしました。そのうち2県につきましては、評価結果は、教職員が希望を申し出た場合のみ評価をフィードバックするというので、残り5県につきましては、評価結果をすべての教職員にフィードバックする制度になっておりました。

(平田教育長)

そもそも、こういう評価制度は導入しているのか、していないのかについて。

(田川高校教育課人事管理監)

すべての九州各県で同様の制度を既に導入しているところでございます。

(廣田委員)

わかりました。全国的にもそういう状況にあるのだらうと思うのですが、要は、評価された側が、不満を持つ場合があると思うのです。それに対して、今度は、管理職は先生にきちんと説明をしなければいけないと、それが非常に厳しい状況に追い込まれてくる管理職もいるのではないかと思うのですよ。ですから、そういう意味で、教育委員会の支援が大事になってくると思うので、この制度の執行に当たっては、その辺にも注意をしながら、しっかりやっていただければと思います。

(小松委員)

私も、この改正後と改正前を読ませていただいて、非常にすっきりして、よくなったのではなかろうかと思います。感想なのですが、重要なのは、恐らく経営方針を十分教員の方に理解していただくということが第1点だと思うし、それから、自己目標をそれぞれ上げていただくのですが、そのときに、設定、また、決定していくときのプロセスだと思うので、そこら辺を充実したものにしていただければありがたいなと思います。

それから、短絡的な成果主義に陥らないようにしていただきたいなということがありますので、1年ごとというよりも、要するに、過年度との比較ができることも考えていただきたいし、異動がありますから、異動前と異動後でどういう情報の伝達をしていくかというところもよく考えていただきたいと思います。

我々企業人と違って、このアウトプットを出すのは、確かに先生方もそうなのですが、生徒さんの力によるところも非常にあるのではないかなと思うので、そこら辺のアウトプットの出し方、評価の仕方というのはなかなか難しいかなと感じた次第です。

いずれにしても、非常にシンプルになったので、これでやっていただきたいなと思います。

それから、あと1点なのですが、先ほどからコロナの問題いろいろ出ていますけれども、能力評価というときに、コロナというこの時代においても、今の評価表は有効なのかどうかということも、確認していただければと思った次第です。

(伊東委員)

私も、新しい評価法、非常にすっきりして、相互に求めていること、やりたいこと、そういうことが理解できて、非常にいい評価法だと思っています。こういう評価法を、私、経験したことがありますけど、やはり醍醐味は、何をやりたいかということ聞き出せる、あなたに対してこういうことを期待しているということもある程度言いながら、その方の目標をつくっていけるということが非常にいいのかなと思います。経年的に見るというのは、恐らく、一つの目標をずっとやっているわけではないので難しく、その年その年の絶対評価が結果として残ってくるかと思うのですが、昨年度こういうところをやったというのは何らかの形で残っているので、それを見ながら、今度はこちらにこういうことをやってみないかとか、自分としてはこういうことをやってみないかとか、そういう議論ができるのではないかなと思って、期待しています。

<p>可 報 決 告(1)</p>	<p>(平田教育長) 他にございませんか。</p> <p>- - - - な し - - - -</p> <p>(平田教育長) 特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。 第22号議案及び第23号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(平田教育長) 御異議ないものと認めます。よって、第22号議案及び第23号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 続いて、報告事項に入ります。報告事項(1)について、説明をお願いします。</p> <p>(田川高校教育課人事管理監) 冊子1の12ページ、報告事項(1)、令和4年度県立学校校長・副校長及び教頭選考 第1次試験の結果について、御報告いたします。 選考資料については、先日、小松委員に確認を行っていただきました。有難うございました。 選考については、課題論文を課し、校長・副校長選考につきましては、31名の受験者に対して25名を合格としました。また教頭選考につきましては、46名の受験者に対して37名を合格としました。なお、一次試験における倍率はいずれも1.2倍でありました。なお、過去3カ年の1次試験の受験者と合格者の状況につきましては、記載の表を御覧ください。 では、ただいま配付いたしました「校長・副校長の選考資料」をもとに選考結果を御説明いたします。 表の左側に年齢や性別、経験年数等を記載しております。勤務評価の欄は直近3年間の勤務評価の平均を70点満点に換算したものの、その右側には、課題論文の採点結果を30点満点に換算したものの、さらにその右側に合計点数を記載しております。なお、この合計得点の高い順に、受験者を並べています。なお、下段の別選考の2名につつま</p>
-------------------------------	---

しては、昨年度まで教育委員会等で教頭に準じる職にあったもので、勤務評定がございませんので課題論文の結果のみでの選考となります。選考につきましては、今年度末に15名の県立学校長・副校長等が退職の予定であることと、すでに校長・副校長試験に合格し名簿登録されている者もいることを踏まえ、12名程度を最終合格とする予定にしております。よって今回の1次試験では最終合格予定者12名の2倍程度となる25名を合格させることといたしました。従いまして選考資料のNo.1からNo.24までと、下の表の別選考のうち、特別支援学校籍である上位の1名を含め計25名を1次合格としました。なお、女性の1次合格者数は、6名となっています。

「教頭の選考資料」を御覧ください。こちらでも勤務評価と課題論文の合計点の高い順に並べています。教頭については、校長・副校長の退職に伴う昇任と退職を合わせて13名が教頭職から離れる予定でございますが、すでに教頭試験に合格し名簿搭載されている人数を考慮して、10名程度を最終合格とする予定にしております。例年、教頭試験では、1次試験における倍率を1.2～1.3倍程度に設定し、人物重視の観点から多くの受験者を2次試験でみることにしております。よって今年度も1.2倍となる総合点70点以上を1次合格とすることとして、No.1からNo.37までの、37名を1次合格としました。なお、女性の1次合格者数は、6名となっています。

この1次選考合格者については、校長・副校長は、来月15日から17日、教頭は、来月20日から22日にかけて2次選考として面接試験を行う予定にしております。以上です。

(平田教育長)

ただいまの報告について、御質問等ございませんか。

- - - - な し - - - -

(平田教育長)

特にないようですので、続いて、報告事項(2)について、説明をお願いします。

(安永児童生徒支援課長)

冊子13ページを御覧ください。報告事項(2)「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について、全国値と合わせて報告いたします。

まず、「1 暴力行為」についてであります。全国では6万3、

報告(2)

591件と昨年度と比べて10,641件減少しております。本県では、506件で昨年度と比べて67件増加しております。全国では小学校での発生件数が減少しており、本県は小学校での増加が顕著に見られます。要因としては、感情を抑制できず考えや気持ちを言葉でうまく表現できない、対人関係を構築する力が十分でない児童の増加。また、特定の児童が、暴力を繰り返し起こしていることなどがあげられます。

続いて14ページ、「2 いじめ」についてであります。その認知件数は全国では、50万7,839件で昨年度と比べて9万1,227件減少しております。本県では、2,038件で昨年度と比べ630件減少しております。本県の認知件数につきましては、これまで以上に児童生徒に目を配り指導・支援してきたこと等が、その減少に繋がったと考えております。また、このコロナ禍において特に、誹謗中傷や差別等が起きないように学校において徹底した指導と支援を行ってきたことが、減少の要因のひとつであると考えております。解消率につきましては、全国が77.4%、本県が90.5%です。本県の解消率は昨年度より、2.7%下がっております。本年度に入ってからその後の追跡調査では、小中ともに解消率は約99%となっており、残り約1%につきましては、改善が見られるものの引き続き経過観察を続けているとの報告を受けています。

次に、「3 長期欠席」についてです。全国では、33万8,736人で昨年度と比べ3万4,288人増加しております。本県では、2,985人で昨年度と比べ372人増加しております。

次に「4 不登校」についてです。不登校児童生徒数は、全国では22万2,660人で昨年度と比べ9,544人増加しております。本県では、2,279人で昨年度と比べると116人増加しており、全校種において増加しております。不登校の要因は、(3)に記載のとおりであり、本人の無気力や不安、生活リズムの乱れ、また親の養育態度、これは、子どもに関わりを持とうとしない親子関係など、さらに、友人をめぐる問題、学業の不振などが複雑に絡み合っていることが多く、改善に時間を要するケースが増えているのではないかと考えております。今後、これまでの取組に加え、不登校に関する課題の分析や具体的な対策等を進める「不登校支援協議会」等を立ち上げ、県として支援の方向性を適切に示してまいりたいと考えております。

最後に、16ページ「5 中途退学者」についてであります。全国では、2万283人で昨年度と比べると4,755人減少しております。本県では、205人で昨年度と比べると19人減少しております。中途退学の事由は、(3)に記載のとおりですが、本県では、就職や

質 疑	<p>別の高校への入学を希望するなど、進路変更を事由とする者が最も多く、次いで学校生活や学業への不適應となっております。</p> <p>それぞれの具体的な分析・考察等につきましては、17ページから19ページに示しておりますので、御覧いただければと思います。</p> <p>今後も、児童生徒の生徒指導上の諸問題や課題の解消に向けて、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもの心の安定を図る教育相談体制の充実や、子どもが育つ環境の改善に向けた支援体制の整備等に向け、継続して取り組んでまいります。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの報告について、御質問等ございませんか。</p> <p>(伊東委員)</p> <p>以前からお聞きしたいなと思っていたのですが、いわゆる中学生、高校生ぐらいで、介護をしなければいけなくなる生徒、ヤングケアラーと呼ばれていますが、それが理由で中途退学などもあるかもしれないと、思っています。このヤングケアラーについての調査はされていますでしょうか。</p> <p>(安永児童生徒支援課長)</p> <p>ヤングケアラーについての直接的な調査は、教育委員会では行っておりません。ただ、福祉部局と連携し、今後も対応していきたいと考えておりますし、一番新しい調査結果がもうじき福祉の方から出ることを受けて、対応も考えていきたいと思っております。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>暴力行為の、小学校の254件というのは、ぱっと見たときに、100人も増えているのかと、異常な感じで見えるのだけど、先ほどの説明で、重複していると。この件数の中で実人数がもしわかれば、そんなに増えていないと思えるので、もしわかれば、どのくらい重複した生徒がいるのか。</p> <p>(安永児童生徒支援課長)</p> <p>具体的な数は、ここでは申し上げることはできませんけれども、暴力行為のこの著しい増加というのは、ある一部の学校の特定の生徒が暴力行為を繰り返すことによって、令和2年度発生件数が増加したという傾向があります。</p>
-----	---

(廣田委員)

それで大体わかるのですが、恐らくその生徒が、例えば50件とか、そういうふうになってこういう件数になっているのか、大体の感覚でいいのですが、わかりますか。

(安永児童生徒支援課長)

数名の生徒で80件ほど繰り返し行ったという調査結果もあります。

(廣田委員)

そういうことであれば、例年並みの数字というふうに捉えてと思うのですが、そういう学校がまだあるということなので、学校に対する指導というのか、援助というのか、それが非常に大事になると思うので、学校と連携を取ってしっかりやっていただければと思います。

(安永児童生徒支援課長)

その点につきましても、市町教委と連携をし、早速、学校を訪問したところ、本年度、その子たちは落ち着いた学校生活を送っているという報告、それと、授業参観をしてきて、実際に見てきたという状況であります。

(小松委員)

不登校のところなのですが、どこで読んだか、メモだけあってよくわからないのですが、不登校の数なのですが、小6で非常に増えていると、それから、小6から中1の間でも2.6倍になっている。小学校、中学校の間の連携というか、伝達というか、そういうものは図られているのですか。もしくはまだそれが課題になっているのですか。

(安永児童生徒支援課長)

小学校と中学校の溝の中で不登校生徒数が上がるというのは、長い間課題ではありますが、これまで取り組んできた対応は、とにかく小中の連携、小学校の生徒が6年生のときに中学校の部活動や授業を参観したり、逆に、中学校の先生が小学校に行って、子どもたちの様子を見て、同じ行事を校区の中で設定したりという取組をしながら、小中の溝を節目としての不登校を少しでも事前に防ごうとい

う取組を行っているところです。

(小松委員)

小中の中で急に跳ね上がるというのは、何が原因なのか、つかんでいらっしゃいますか。

(安永児童生徒支援課長)

その大きな要因の一つは、生活環境の変化だと捉えています。小学校の学級担任制から、中学校の教科担任制、あるいは、縦の関係が強くなる部活動への取組、そういった環境の変化とともに、第二次性徴という重要な発達と絡めて、気持ちの不安定さが学校の不適應、不登校につながっているのではないかと考えておるところです。

(小松委員)

変化への対応能力に問題があるというか、そういうことになるわけですか。

(安永児童生徒支援課長)

その変化が、やはり小学校と中学校では、極端に、印象的に、6年生の子どもが中学校に上がった瞬間に感じるというのは、すごく衝撃的なところもあるのではないかと、そういう子も多くいるのではないかと、そうならないために、小学校の6年生の段階から中学校の生活に少しでもなじめるような取組を行っているというのが現状であります。

(平田教育長)

ほかにございませんか。

それでは御質問がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退室をお願いいたします。

議題(秘密会)

(別紙議事録)

報告(秘密会)

(別紙議事録)

12時04分、本日の会議を終了